

広島市条例第37号

令和7年6月26日

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

広島市自転車等駐車場条例（昭和60年広島市条例第36号）の一部を
次のように改正する。

別表第1の(2)の表広島市広島駅南口第二自転車等駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。